

〔事案 24-186〕 転換契約無効請求

・平成 25 年 6 月 26 日 裁定打切り

<事案の概要>

転換契約を締結した覚えはないとして、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 9 月頃、保険会社から、本契約の死亡保険金受取人の名前に誤字があるとして訂正のための書類が届けられたため、同手続きのために保険証券を確認したところ、平成 16 年 12 月に、転換により本契約が成立した扱いとなっていることを知ったが、下記の理由により、本契約を締結した覚えはないことから、転換契約を無効にしてほしい。

- (1) 申込書の署名は自分の筆跡ではなく、押印もしていない。
- (2) 告知のための健康診断も受けていない。
- (3) 保険料引落口座の申請も行っていない。
- (4) 設計書・パンフレットも受取っていない。
- (5) 自分が申込みをしたのであれば死亡保険金受取人の名前を間違えない。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の契約締結に関する各手続（申込書への署名・押印、告知診査の受診、第 1 回保険料の支払い等）は、いずれも申立人が行ったものと考えられる。
- (2) 申立人は、担当者（本件募集人ではない）の説明により契約締結内容を把握していたうえ、給付金の請求を行う等、契約内容を追認したと考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および、申立人、担当者（本件募集人ではない）の事情聴取等の内容にもとづき審理したが、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件における争点は、本契約の「申込書」への署名・押印等は、申立人の意思にもとづいて行われた契約であるか否かという点にあるが、「申込書」には、申立人名義の署名・押印がされており、押印されている印鑑の印影が、申立人自身の印鑑によるものであることについては、申立人も争っておらず、そのため、「申込書」の押印は、申立人の意思にもとづくものであると推認され、「申込書」は真正に成立したものと推定されることから（民事訴訟法 228 条 4 項）、原則として、本契約は、申立人の意思にもとづく契約であると推認される。
- (2) これに対し申立人は、「申込書」の署名は申立人の筆跡ではなく、「申込書」は偽造されたものである旨を、申立書や事情聴取において主張しているが、偽造というためには、「申込書」等の署名が申立人の筆跡でないこと、および実際に申立人の名で署名した者に、署名代行権限がないことの認定を必要とする。
- (3) まず、「申込書」等の署名が申立人の筆跡であるか否かの点については、鑑定が必要となるが、当審査会においては筆跡鑑定手続きがないことから、この点から「申込書」が偽造されたか否かを判断することはできない。

- (4)次に、申立人の署名を実際にした者が誰であるか、その者に申立人が署名代行権を付与しているかどうかを判断しなければならないが、この点については、本契約締結当時の事情を良く知る者から当時の事情を聴取して、慎重に判断する必要がある。当時の事情を良く知る者とは、本契約の募集人、告知を受けた診査医、申立人と募集人が面談した際および申立人が退席後もすぐ近くにいた申立人の夫等の関係者になるが、募集人は既に退社していることから事情聴取ができず、また、当審査会においては、当事者以外の第三者の供述を求める手続きを有していないことから、本契約が申立人の意思にもとづくものであるか否かを判断することはできない。
- (5)したがって、本契約が申立人の意思にもとづく契約であるか否かにかかる事実を、当審査会において認定することは困難であることから、本件は、鑑定や証人尋問等の手続きを有する裁判手続きによって解決することが妥当と考える。